

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意議)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜いのちの電話（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- 2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- 3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- 4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- 5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。
- 6) 役員等が、理事会及び評議員会に出席する場合は、交通費（実費）を支給する。

(報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、常勤の理事に対してのみ報酬等を支給し、非常勤の役員及び評議員に対しては報酬等を支給しないものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の範囲内で、理事会において決定する。

理事長	月額	13万円
理事	月額	10万円

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月25日とする。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任した者は、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成30年6月18日より施行する。